

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業実施状況及び効果検証

N o	交付対象事業の名称	事業実施計画の概要		事業 始期	事業 終期	総事業費	交付金 充当額	事業実施状況・効果検証		
		目的	①積算根拠等 ②事業の対象					成果（事業実績）	効果	検証
1	物価高騰対策給付金 住民税非課税世帯(7万円)	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	①該当世帯数 1,770世帯×7万円＝ 123,900千円(うちR5配分 96,712千円) 事務費 3,426千円 ②R5年度住民税非課税世帯	R6.1.1	R6.5.31	98,793,487	98,793,487	・給付金 123,900千円のうち96,712,千円 ・事務費 対象者選出のためのシステム改修費 2,081,487円	① 効果的であつた	物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯に対して、効果的な生活支援事業となった。
2	給付金・定額減税一体支援 住民税均等割のみ世帯 10万円+子ども5万円	物価高が続く中で追加的に低所得世帯（住民税均等割のみ課税の世帯）への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	①該当世帯数 666×10万円＝66,600千円 354× 5万円＝17,700千円 事務費 3,505千円 ②R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯	R6.3.1	R6.7.31	87,805,000	87,805,000	・給付金 81,250,千円 ・R5計画未記載 R6物価高騰対策給付金充当 3,050,000円 ・事務費 対象者選出のためのシステム改修費 2,755,328円 ・R5計画未記載 R6物価高騰対策事務費充当 749,672円	① 効果的であつた	物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯に対して、効果的な生活支援事業となった。
3	物価高騰に係る障がい福祉 施設等支援事業 (障がい福祉サービス事業 所)	物価高騰等の影響で、施設維持管理費の負担が大きくなっても、制度上利用者への価格転嫁ができない障がい福祉サービス事業所を支援し、利用者のサービス低下防止と事業所の運営継続を図る。	①R5.1月～R6.3月の光熱水費・食糧費等の物 価高騰影響額の1/4 ②障害者総合支援法で定める、町内に在住す る障害福祉サービス事業所等	R5.1.1	R6.6.30	2,841,000	2,841,000	・光熱水費・食糧費等支援金 2,841,000円	②_一定の効 果はあつた	利用者への価格転嫁ができない障害事業所等への支援金を交付。支援金の交付により、利用者へのサービス低下や、社会福祉法人等の経営圧迫を防ぐことに寄与できた。
4	物価高騰に係る障がい福祉 施設等支援事業 (障がい児支援事業所)	物価高騰等の影響で、施設維持管理費の負担が大きくなっても、制度上利用者への価格転嫁ができない障がい児支援事業所を支援し、利用者のサービス低下防止と事業所の運営継続を図る。	①R5.1月～R6.3月の光熱水費・食糧費等の物 価高騰影響額の1/4 ②児童福祉法で定める、町内に在住する障害 児支援事業所等	R5.1.1	R6.6.30	256,000	256,000	・光熱水費・食糧費等支援金 256,000円	②_一定の効 果はあつた	利用者への価格転嫁ができない障害事業所等への支援金を交付。支援金の交付により、利用者へのサービス低下や、社会福祉法人等の経営圧迫を防ぐことに寄与できた。
5	物価高騰に係る保健医療機 関等支援事業(第1弾)	物価高騰等の影響を受けて費用が増加している医療機関等の負担軽減を図り、受診者のサービス低下防止と事業所の運営継続を図る。	①R5.1月～R6.3月の光熱水費・食糧費等の物 価高騰影響額の1/4 ②町内に所在する医療機関等	R5.12.1	R6.3.6	1,127,000	1,127,000	・光熱水費・食糧費等支援金 1,127,000円	②_一定の効 果はあつた	支援金は物価高騰の影響を受けた医療機関等に対し実施しており、安定的な医療提供体制の確保にはある程度寄与できたと考える。
6	物価高騰に係る保健医療機 関等支援事業(第2弾)	物価高騰等の影響を受けて費用が増加している医療機関等の負担軽減を図り、受診者のサービス低下防止と事業所の運営継続を図る。	①R5.10～R6.3の光熱水費・燃料費等の物価高 騰影響額の1/4 ②町内に所在する医療機関等	R6.2.1	R6.5.31	700,000	700,000	・光熱水費・食糧費等支援金 700,000円	②_一定の効 果はあつた	支援金は物価高騰の影響を受けた医療機関等に対し実施しており、安定的な医療提供体制の確保にはある程度寄与できたと考える。
7	物価高騰に係る介護サービ ス事業所等物価高騰対策支 援事業	物価高騰の影響を受け費用が増加しても、価格に転嫁できない介護事業所等の負担軽減を図り、安定的な高齢者支援体制を確保するもの。	①熊本県支援金の50% ②町内介護事業所等	R5.12.1	R6.6.30	4,234,000	4,234,000	【入所系】56,000～346,000円：18事業所 【通所系】38,000円・80,000円：12事業所 【訪問系】28,000円等：18事業所 4,234,000円	②_一定の効 果はあつた	支援金の交付により、利用者へのサービス低下や、介護サービス事業所等の経営圧迫を防ぐことに寄与できた。
8	物価高騰に係る学校給食費 補助事業	原油価格・物価高騰による児童生徒の給食費値上げを抑制するため(教職員分は除く)。	①給食賄材料費へ交付金を充当。 ②学校給食提供者	R5.4.1	R6.3.31	2,654,000	2,654,000	・賄材料費 2,654,000円	① 効果的であつた	賄材料費の急激な高騰に対し、交付金による支援により給食費保護者負担を据え置くことができたことで、子育て世帯への負担を前年同額に軽減することができた。
9	学校給食費補助事業②	原油価格・物価高騰による児童生徒の給食費値上げを抑制するため(教職員分は除く)。	①給食賄材料費へ交付金を充当。 ②学校給食提供者	R5.4.1	R6.12.31	6,312,000	3,156,000	・賄材料費 3,156,000円	① 効果的であつた	賄材料費の急激な高騰に対し、交付金による支援により給食費保護者負担を据え置くことができたことで、子育て世帯への負担を前年同額に軽減することができた。
10	学校給食費半額補助事業	物価高騰による児童生徒の給食費負担額を減免することで子育て世帯への支援とするため(教職員分は除く)。	①給食賄材料費の保護者負担額の減免に係る費用。 ②児童・生徒を子育て中の保護者	R5.4.1	R6.3.31	25,400,000	12,700,000	・小学校児童 227.17(基準額)×184(支払回数)×782(人)＝32,687,037円 中学校生徒 269.02(基準額)×184(支払回数)×461(人)＝22,819,352円(就学援助)2,325,600円(小学校)+2,380,500円(中学校)＝4,706,100円(対象外) 給食費合計55,506,389円-(就学援助)4,706,100円＝50,800,289円 <合計>50,800千円(減免対象事業費) <対象事業費>50,800千円×減免率(支援率)50%＝25,400千円	① 効果的であつた	物価高騰による給食賄材料費の負担額を支援することで、子育て世帯の負担軽減することができた。
11	あさぎり町LPガス価格高騰 対応生活支援事業補助金②	原油価格・物価高騰によるLPガス価格高騰の影響を受ける生活者に対して、支援金を給付することでLPガス使用世帯へ重点的・効果的な負担軽減をはかる。	①1世帯 4,000円 ②あさぎり町内LPガス使用世帯	R5.4.1	R6.12.31	12,648,000	6,324,000	・LPガス使用世帯 2,375世帯×4,000円＝9,500,000 ・事務費 3,148,000円 合計 12,648,000円	① 効果的であつた	物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し、熊本県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、使用世帯の経済的負担を軽減することができた。